

## 第99回安来市議会定例会3月定例会議

### 文教福祉委員会 委員長報告

令和 3年 3月22日

文教福祉委員長報告を行います。

去る3月1日に開催された本会議において、本委員会に付託された議案その他について、10日に委員会を開催し、審査をしましたので、その結果と経過について報告いたします。

議第30号、議第31号、議第32号、議第33号、議第43号、議第44号、以上議決案件6件につきまして、議第30号・31号・33号・43号・44号は全会一致、議第32号は賛成多数で執行部提出原案どおり可決すべきものと決しました。

つづいて主な審査の経過を報告いたします。

「議第31号 安来市加納美術館条例等の一部を改正する条例制定について」は、執行部より「市の所有する施設の料金表において、割引対象の表記で障がい者のうち身体障がい者のみが表記されているものについて表記方法を整理するものであり、この改正によって割引の対象の範囲が変わるものではない」との説明を受けました。

委員からは、「規則より、条例の中で定めてある方が市民目線でわかりやすいのではないか」との質疑があり、執行部からは、「割引の対象等については、施設の表示や、ホームページ等による情報発信を行い、市民の皆様にご理解いただけるよう、わかり易い周知を徹底していきたい。また、必要な規則改正については、条例施行にあわせ、すみやかに行う。」との答弁がありました。

「議第32号 安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、執行部より、「第8期介護保険事業計画に基づいたサービス量の見込みとともに令和3年から5年度までの介護保険料について改正するものであり、65歳以上の高齢者に負担していただく保険料の上昇抑制を図るために基金の一部を取り崩し、保険料基準額を月額6,300円とした。また、算定の特例で、税制改正によって保険料の所得段階の判定基準となる合計所得金額が変更となるが、これまでと所得段階が変わらない対応とするものである」との説明を受けました。

委員からは「財源として基金を全額使えば、介護保険料は現状維持できるのではないか」との質疑があり、執行部から「保険給付費等が見込みを上まわるなど、財源不足が生じた場合、基金を充当しなければならない。もし基金が枯渇した上で財源不足が生じ、県から借りるということになれば、次期の9期の第1号被保険者保険料で返していかなければならない。そうすると第1号被保険者保険料が高騰することから、安定した運用をするために、基金のすべてを取り崩すことなく運営している」との答弁がありました。

以上、文教福祉委員長報告と致します。